

使用済燃料輸送容器に関する申請書への記載方の考え方について

記載については2パターンが考えられるので、以下のとおり整理した。

項目	記載の考え方
1. 本文四と本文六に当該設備を記載する場合の考え方	<ul style="list-style-type: none">○ 使用済燃料輸送容器は許認可を受けていることから、廃止措置対象施設として本文四に記載する。<ul style="list-style-type: none">○ リース品であります供用終了後は返却することから、解体対象施設には該当しないと考え本文五には記載しない。○ 当該設備は今後使用する可能性があり、性能を維持する必要があることから本文六に記載する。○ なお、当該設備は本文五に記載しないことから、本文六（性能維持施設）とのつながりがわかるよう本文四（廃止措置対象施設）の脚注部分に注記書きを追加する。○ 本文五の解体対象施設は、廃止措置終了時に炉規法による規制から除外する観点から、廃止措置対象施設のうち残置するもの及び運転号炉にて今後も管理していくものを除き、解体対象施設として選定している。○ 今回追加するキヤスクは、リース品であるが、解体対象施設に含める／含めないの判断は、所有物であるか／否かの観点ではなく、廃止措置終了時に炉規法による規制除外のために、発電所での管理体制下から外す必要があるか／否かの観点で判断するべきであると考えている。（キヤスクが解体対象でないのであれば、キヤスクが残置されても、廃止措置を完了できる整理となる。）○ このため、キヤスクはリース品如何に関わらず本文五の解体対象施設に含めるべきであると考える。○ なお、キーワードとして「解体」は、直接的な意味としては、物理的に切断していくさまを示すものであるが、廃止措置計画でいう「解体」は、前述の意に加え、原形のまま廃棄や譲渡などの広義的な意も含んでいると認識している。
2. 上記1に加え本文五に記載する場合の考え方	

以上